

金沢港利用に関する安全の手引き



令和8年2月

金沢港における船舶の入出港等
の利用に関する協議会

目 次

はじめに	1
1. 金沢港の特徴	1
1.1 金沢港の施設	1
1.2 気 候	3
1.3 風 況	3
1.4 海 象	4
2. 金沢港の利用について	5
2.1 入出港時の一般的な注意事項	5
2.1.① 海図の整備	6
2.1.② 国際 VHF の聴取	7
2.1.③ 最新の港内情報の入手	7
2.1.④ 港則法に基づく航法	8
2.2 水先人の要請とタグボートの配備	8
2.3 進路表示	8
2.4 錨地等	9
2.5 夜間入出港時の注意	12
2.6 気象・海象情報の把握	13
3. 荒天時・異常気象時等の対応	16
3.1 天候悪化が予想される場合の対応	16
3.2 港長からの勧告等発令時の対応	17
4. 緊急時の対応	18
4.1 防災体制	18
4.2 緊急時連絡体制	18
5. 参考資料	
(参考1) 大型船舶の航行安全基準(大浜岸壁)	
(参考2) 金沢港の工事区域等の情報	
(参考3) 「台風及び急速に発達する低気圧対応表」、「津波対応表」	
(参考4) 金沢港をより安全に利用して頂くために	
(参考5) 「金沢港における船舶の入出港等の利用に関する協議会」加入団体一覧表	
(参考6) 大型客船の航行安全基準	

はじめに

本手引きは金沢港大浜岸壁（-13m）の供用、コンテナ貨物量の増大など、金沢港を利用する船舶の航行の安全性についての周知が必要となっていたことから、入出港時の航行安全について、港湾利用者や関係機関が共有すべき情報をとりまとめるとともに、金沢港を利用するされる方にも配布・周知することで、金沢港利用における船舶の安全性の向上を図ることを目的として作成されました。また近年、金沢港には大型客船の寄港回数が増え、より一層の利用が期待されるところであります、今までとりまとめられた船舶の入出港時の航行安全や大型客船の入出港に係る航行安全性の検討結果を本手引に追加・周知等を行っています。関係者は当協議会にて決められたルールの遵守をお願いします。

1. 金沢港の特徴

1.1 金沢港の施設（令和7年10月現在）

■防波堤・航路・泊地

防 波 堤	航 路	泊 地
大野西 3,210m	大野 巾 200～300m(-12m(-13m))、2300m	大野 1,225,352 m ²
金石西 902m	大野川 巾 30～149m(-2m)、2260m	金石 14,259 m ²
—	金石 巾 20m(-2.5m)、1,250m	—

※表中の「航路」は港則法第十二条の規定による特定港の「航路」又海上交通安全法で定める「航路」を指すものではない。

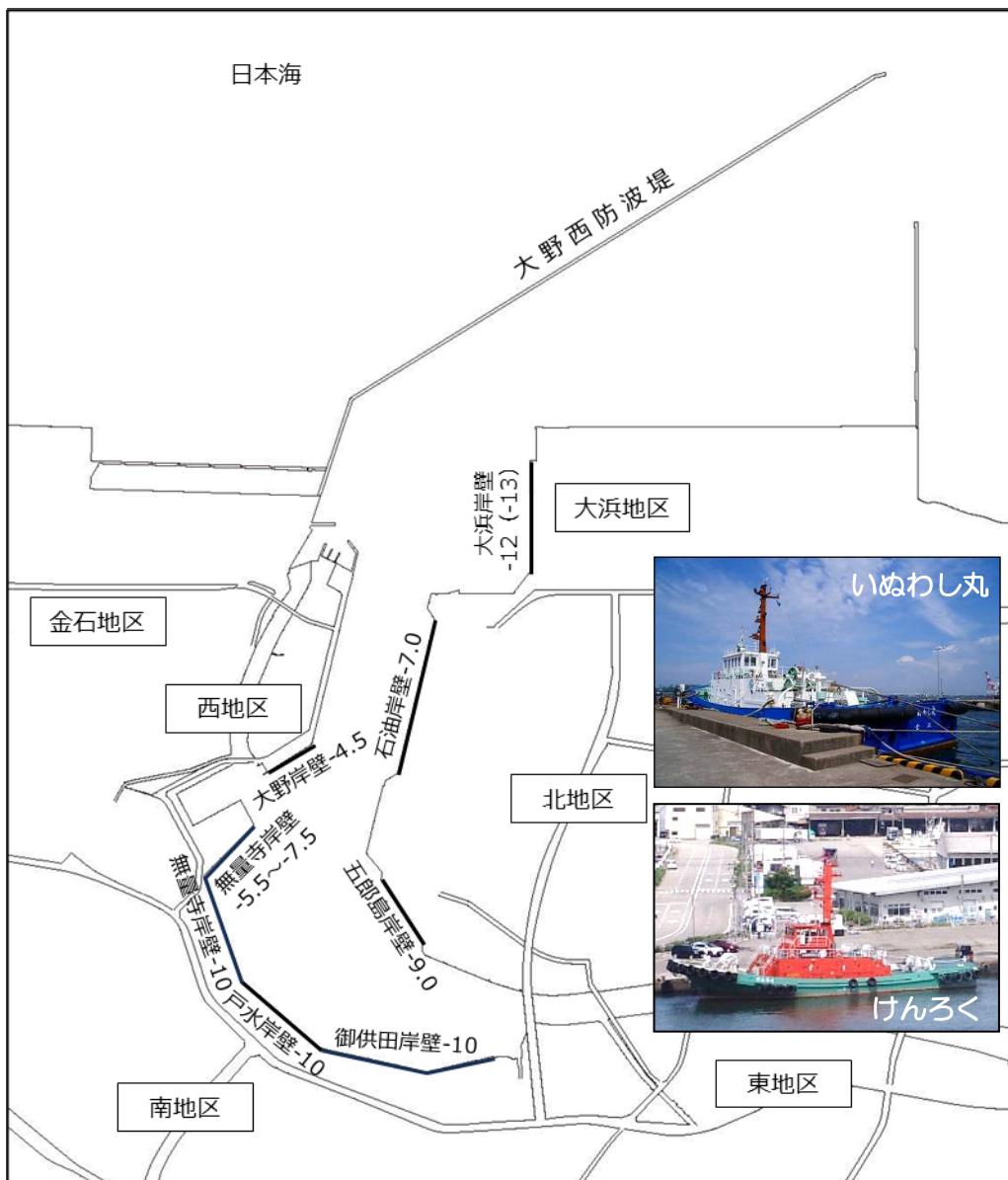
■係留施設

名 称	水 深	延 長	接 岸 能 力	備 考
大 浜 岸 壁	-12.0m (-13.0m)	400m	30,000D/W 1 バース (20,000D/W 2 バース)	-12.0m 供用中
戸 水 岸 壁	-10.0m	370m	15,000D/W 2 バース	
御 供 田 岸 壁	-10.0m	540m	15,000D/W 3 バース	
無 量 寺 岸 壁	- 10.0m	320m	10 万 GT 級クルーズ船/1 バース	耐震強化 延長のうち 60m は取付
無 量 寺 岸 壁	- 5.5～7.5m	340m	2,000D/W 3 バース	
石 油 岸 壁	- 7.0m	600m	5,000D/W 6 バース	
大 野 岸 壁	- 4.5m	180m	1,000D/W 3 バース	
五 郎 島 岸 壁	- 9.0m	240m	12,000D/W 1 バース	浅所有
そ の 他 物 揚 場	-2～4m	2,599m	—	
計		5,589m	1,000～30,000D/W20 バース	

■引船

船 名	型 式	総 ト ン 数	航 行 区 域	所 有 者
いぬわし丸	鋼製ディーゼル機関 2,700PS (1,350PS×2 基)	151.0 ト	平水	石川県
けんろく	鋼製ディーゼル機関 4,000PS (2,000PS×2 基)	198.0 ト	平水	石川県

金沢港施設概要図

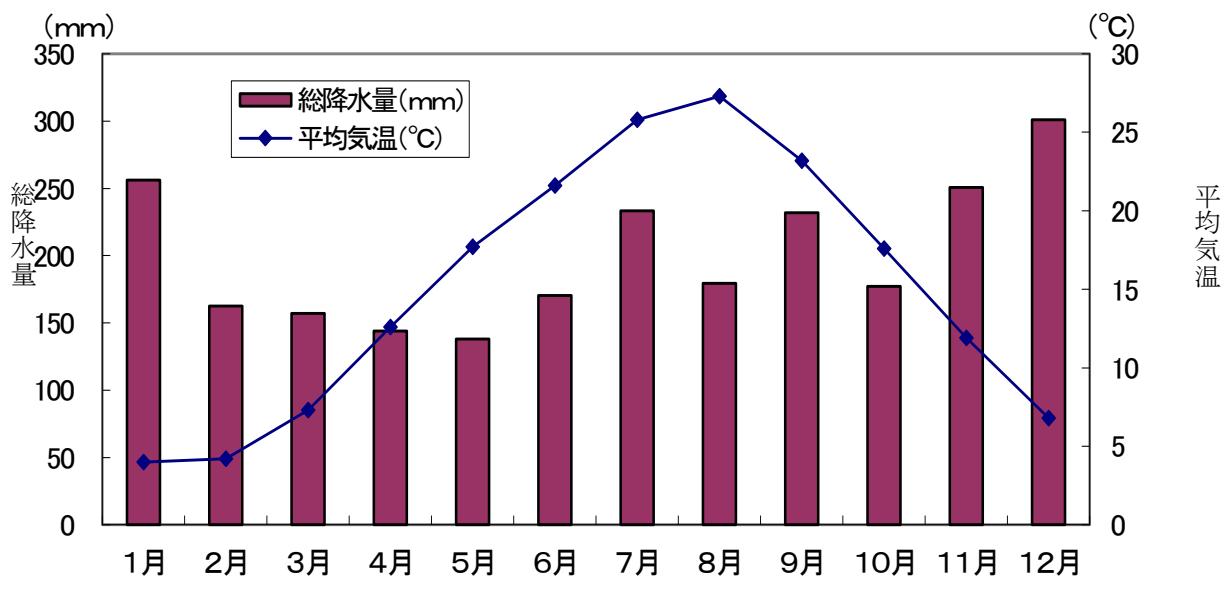


【金沢港の法律上の位置づけ】

- 港湾法 : 重要港湾
- 港則法 : 特定港
- 関税法 : 開港
- 出入国管理及び難民認定法 : 出入国港
(出入国港 外国人が出入国すべき港又は飛行場で法務省令で定めるものをいう)
- 検疫法 : 検疫港
- 家畜伝染病予防法 (動物検疫) : 指定港
- 植物防疫法 (植物防疫) : 指定港
- SOLAS 区域 : 大浜岸壁, 石油岸壁, 五郎島岸壁, 御供田岸壁, 戸水岸壁, 無量寺岸壁

1.2 気候

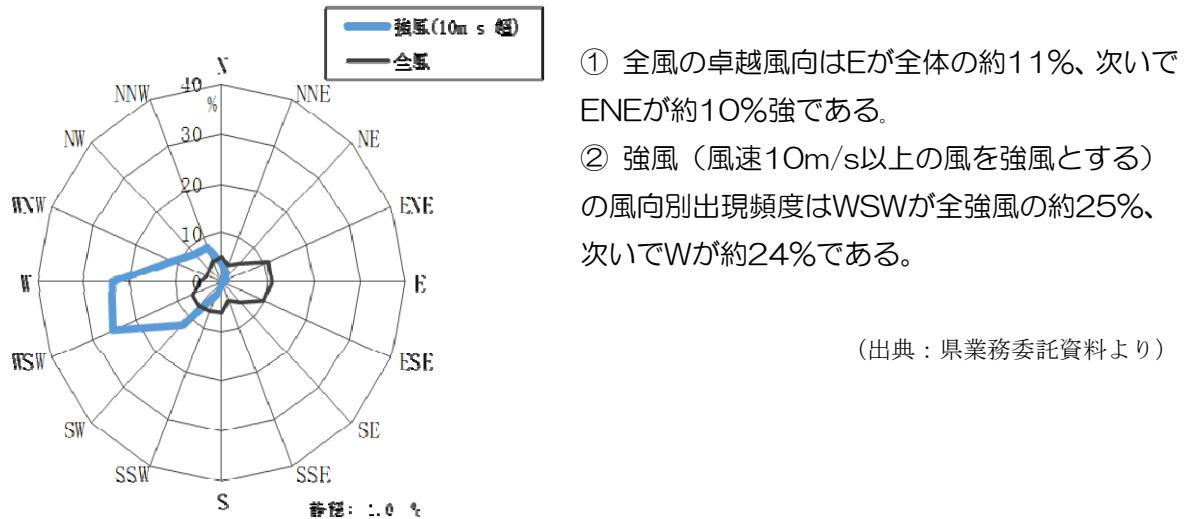
平均気温及び総降水量(1991年~2020年)



(資料：金沢地方気象台)

北東部（「福井県以北」をいう）では雪が多いため、冬季の降水量が多い。冬季は、季節風の影響を最も強く受けて寒冷で多量の降雪に見舞われ、西南西～北北西の風が強く吹雪となることが多い。

1.3 風況



風向別頻度図

(2018年3月～2023年3月

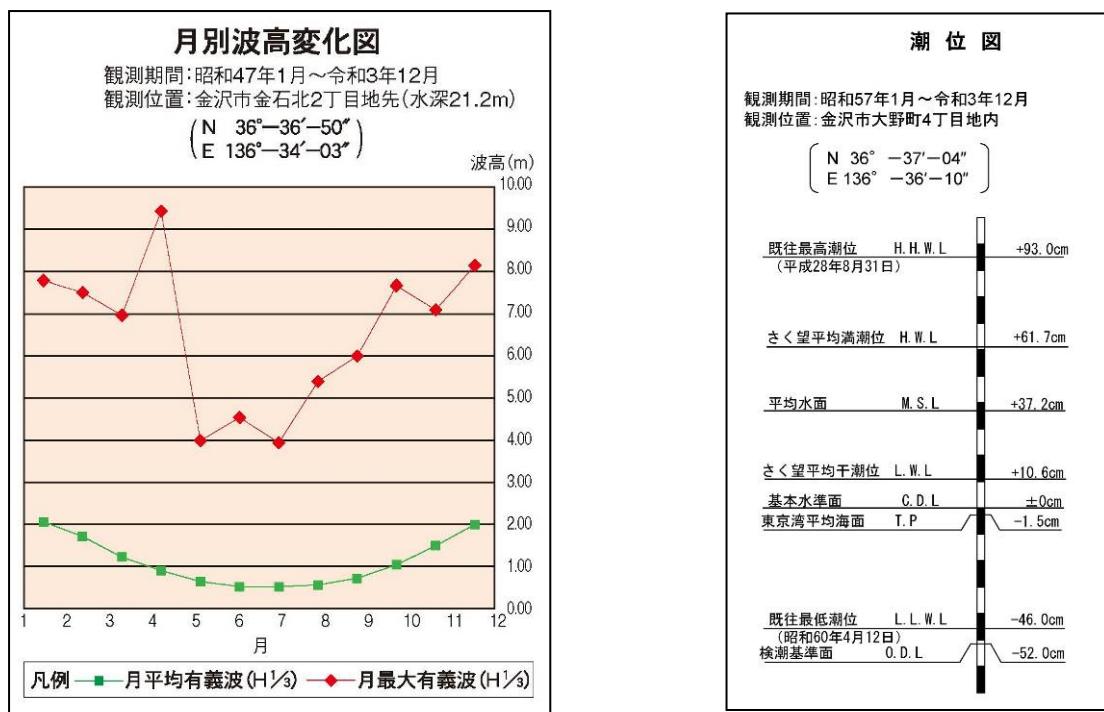
大野灯台の観測データより)

(出典：県業務委託資料より)

1.4 海象

波高別・月別において波高 1.50m以上の出現率を月別に見ると、11月から3月にかけての出現率が高く、特に12月から2月にかけて集中しています。

また、月最大有義波高 ($H_{1/3}$) は10月から4月が特に高く、季節風が卓越する冬季に高波高が発生しています。



港外における5波向の出現率について、通年はNNW、冬季はNWの出現率が高い。

区分	波向					計
	N	NNW	NW	WNW	W	
通年	8.72	32.29	23.82	22.24	12.93	100.00
冬季	2.19	27.78	38.23	23.38	8.42	100.00

注) 5波向を100%とした出現率

(出典: 県業務委託資料より)

2. 金沢港の利用について

金沢港を利用する船舶は、「金沢港における船舶の入出港等の利用に関する協議会」において決められたルールを遵守するとともに、金沢港を利用する船舶の動静および気象・海象情報の収集につとめ、必要な安全対策をとってください。

（「金沢港における船舶の入出港等の利用に関する協議会」において
決められたルールの遵守）

これまで、「金沢港における船舶の入出港等の利用に関する協議会」において、船舶の入出港時の安全性について協議した船舶（大型旅客船（飛鳥等）、国際フェリー、大型のPCTC船）は、従来どおり、協議に基づくルールを遵守してください。

参考までに、大型船舶（PCTC船）における航行安全基準の概要を、（参考1）に、総トン数3万トンを超えるような大型客船については、（参考6）大型客船の航行安全基準を添付しています。

また、これまで船舶の航行安全について検討をしていない船型を有する船舶等（（参考6）の対象船舶を越える大型の旅客船など）が初入港する際は、事前に海上保安部、港湾管理者、船舶代理店等と協議の上、必要と認めた船舶について、金沢港の安全性の確保と利用者の皆様への周知を目的として、適宜、「金沢港における船舶の入出港等の利用に関する協議会」を開催しますので、ご協力をお願いします。

（係留中の安全対策）

荒天時の船舶態勢

・係留中は、港外への避難が必要と予想される場合に備え、速やかに出港できる態勢を整えておくようお願いします。

また、海象・気象情報の収集に努め、保安要員を在船させ、緊急態勢の確立が常時できる状態の維持をお願いします。天候の悪化が予想され、綱取りやタグボートの手配、その他安全の確保に関する措置が必要と判断される場合は、早めに関係機関との調整を図ってください。

・非常時の連絡先は、本手引き21頁の「緊急時連絡表」を参考にしてください。

・本船の保安責任者である船長が、やむを得ず本船を離れる場合には、一等航海士がその任にあたるなど、保安責任者の代理の方を定めるとともに、船長とは常に連絡が取れる態勢を整えておくようお願いします。

係留力の強化

- ・係留の船舶において、荒天時の港外避泊の必要がないと判断された場合でも、係船索の増取り、係船索の張り合わせ等による係留力の強化のほか、バラスト調整等による船体の傾斜・トリムの修正、排水量の増加等、本船コンディションの調整による安全対策に配慮してください。

沖合避難

- ・船長は、気象・海象、港湾事情、本船の状態等を総合的に判断して、関係機関と協議の上、離岸し港外に避難してください。港外への退避において、やむを得ず沖合に避難する場合は、沿岸より十分離れた安全な海域まで避難をお願いします。なお、外国船舶が沖合に避難する場合には、領海外（沿岸から12海里以遠）において、沿岸より十分離れた安全な海域まで避難をお願いします。

2.1.① 海図の整備

金沢港への入港のために最低必要とされる次の海図について、最新の海図もしくは改補された海図を必ず備えてください。

仕向港	必要な海図
金沢港	W1193

2.1.② 国際 VHF の聴取

国際 VHF (16ch) を必ず聴取し、呼び出しがあれば必ず応答してください。
ch16 の使用については、呼出し及び応答のみの使用とし、実際の通信にあたっては、他の通信用チャンネルに切り換えて使用してください。

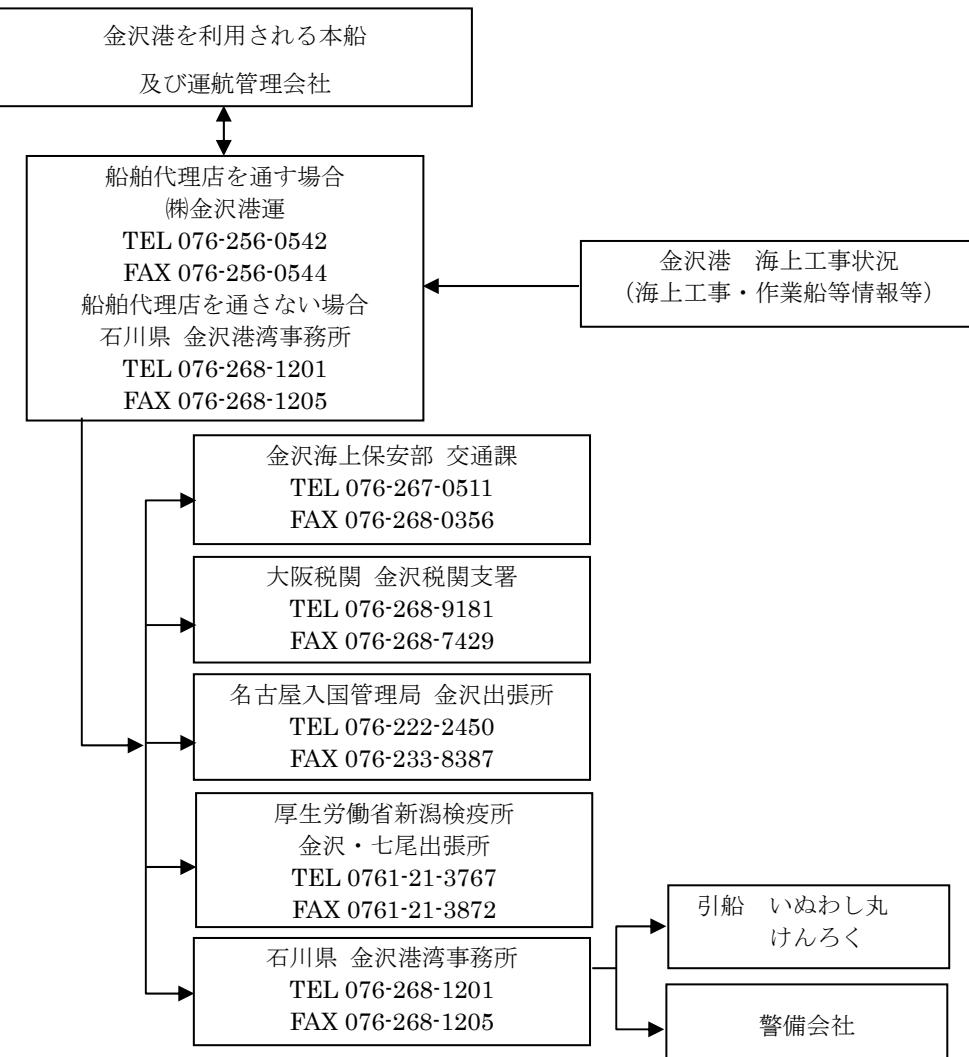
呼出名称	呼出・応答	通信用	通信内容
にいがたほあん	ch16	ch12	海上保安庁が行う安全に関する通信

2.1.③ 最新の港内情報の入手

各船舶（または船舶運航会社）は、見張りを厳重に行い、レーダーや AIS（船舶自動識別装置）による船舶の動静の把握のほか、金沢港における船舶代理店から入出港船舶及び海上工事等の作業船の情報を事前に入手し、港内波浪や風向・風速の状況、金沢港の船舶等の動静の把握、行き合い調整等を行うとともに、必要に応じて利用者相互による調整を図ってください。

- (AIS) • Automatic Identification System(船舶自動識別装置)の略称です。
- 放送型自動従属監視(ADS-B)の一種で、船舶航行の安全性向上を目的に、自船の船名・船舶位置などの航海情報を VHF 帯で定期的に送信し、また他船から受信した情報を電子海図などに表示するシステムです。
 - 改正 SOLAS 条約により全ての客船と 300 総トン以上の国際航海に従事する船舶、500 総トン以上の国際航海に従事しない船舶への搭載が義務化されています。

金沢港における入出港船舶の情報連絡体制



2.1.④ 港則法に基づく航法

港内では、海上衝突予防法に基づく航法のほか、港則法に基づく航法を優先して遵守する必要があります。

- ・汽船が港の防波堤の入口又は入口付近で他の汽船と出会うおそれがあるときは、入航する汽船は、防波堤の外で出航する汽船の進路を避けなければならない。(港則法第15条)
- ・船舶は、港内及び港の境界附近においては、他の船舶に危険を及ぼさないような速力で航行しなければならない。(港則法第16条第1項)
- ・船舶は、港内及び港の境界附近においては、他の船舶に危険を及ぼさないような速力で航行しなければならない。(港則法第16条第1項)
- ・船舶は、港内においては、防波堤、ふとうその他の工作物の突端又は停泊船舶を右げんに見て航行するときは、できるだけこれに近寄り、左舷に見て航行するときは、できるだけこれに遠ざかって航行しなければならない(港則法第17条)
- ・汽艇等(総トン数20t未満の汽船)は、港内においては、汽艇等以外の船舶の進路を避けなければならない。(港則法第18条第1項)

2.2 水先人の要請とタグボートの配備

金沢港は水先法による強制水先区ではありませんが、船舶が強風に圧流され、港湾施設への接触や他船の航行を妨げる等の可能性も踏まえ、最新の気象情報を把握するとともに、関係者と協議を行い、必要であれば、金沢港の事情に精通している水先人の乗船やタグボートによる支援の要請等の調整を早めにお願いします。

2.3 進路表示

金沢港内や境界付近を航行する際、港則法施行規則第11条第1項の規定による進路等を他の船舶に知らせるために船舶自動識別装置(AIS)に入力する必要がある船舶は、目的地や進路、係留場所等を示すようお願いいたします。

2.4 鎚地等

鎚地の利用については、海図をはじめ、まいづるほあん・にいがたほあん（国際VHF呼出符号）からの情報等、海域の最新情報の収集につとめてください。

（1）金沢港西防波堤内側

金沢港西防波堤内側での锚泊は、認められていません。

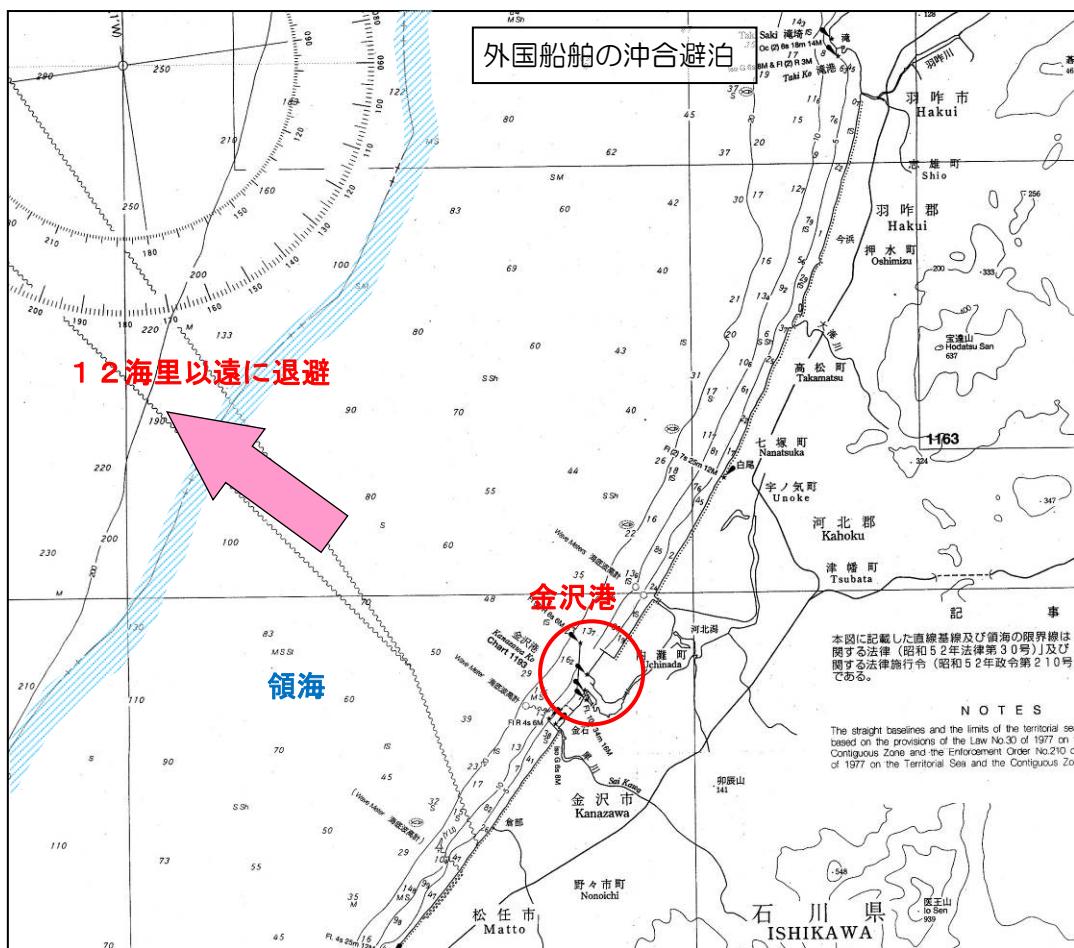
（2）金沢港西防波堤沖合での锚泊

金沢港は、直接外洋に面し、水深、底質等から走锚の危険があり、荒天時には、锚泊に適していないため、金沢港西防波堤沖合での锚泊は避けてください。

また、荒天等により沖合に退避する場合は、沿岸より十分離れた安全な海域での避泊をお願いします。なお、外国船舶が沖合に退避する場合は、領海外（沿岸から12海里以遠）での避泊をお願いします。

※1 本船の安全を確保するため、沿岸から30～50海里程度、或いはそれ以上離れた沖合の安全な海域に退避する場合もあります。

※2 外国船舶の場合、「領海等における外国船舶の航行に関する法律」の規定により、原則として領海内（沿岸から12海里内）において停留、锚泊、はいかい等を行うことは認められていません。（ただし、緊急入域は除く）



(3) 金沢港以外の安全な錨地等での避泊

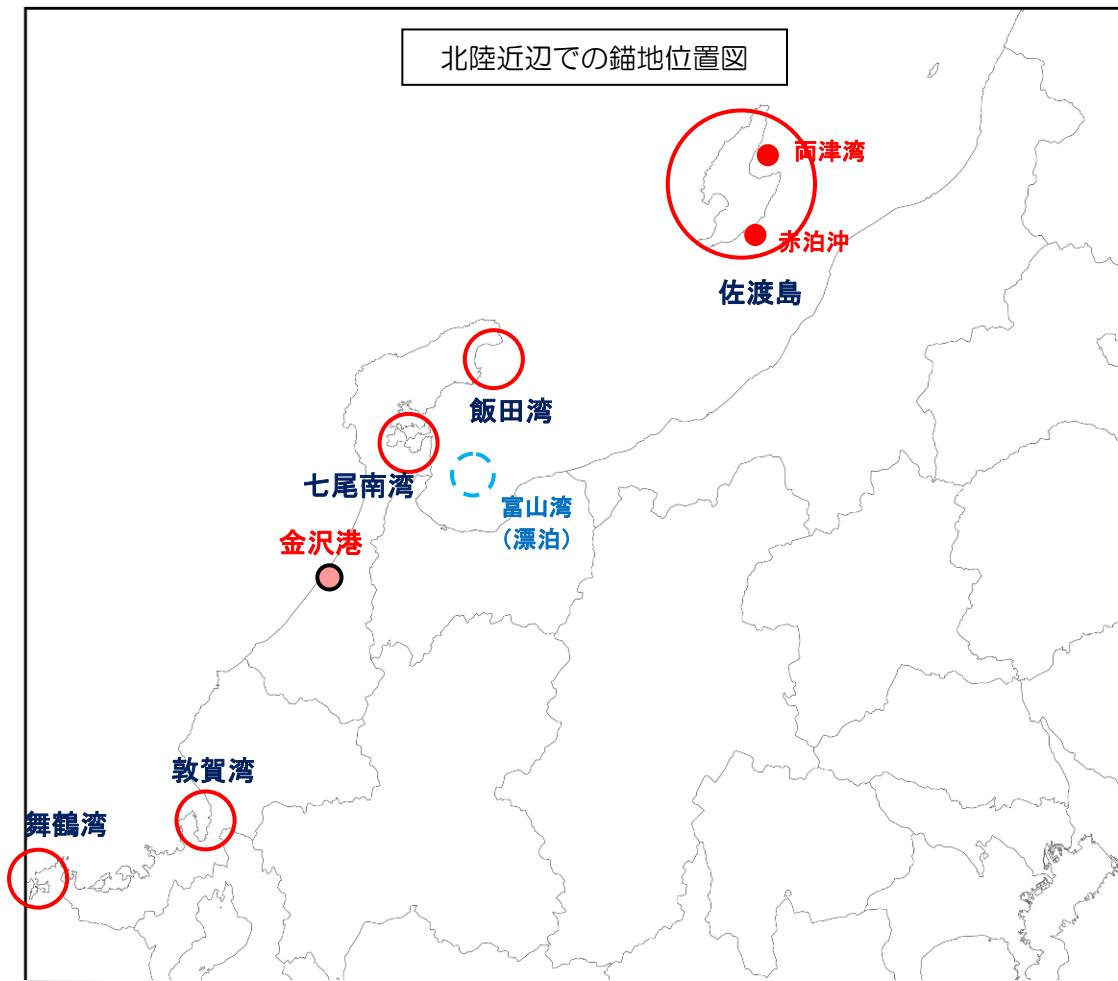
気象・海象条件（荒天）等により、金沢港に入港できない場合、金沢港以外の安全な錨地等での避泊をお願いします。（外国船が当該海域（錨地等）に避泊する場合には、緊急入域申請が必要となりますのでご注意ください。）

下図に示すように、金沢港の西側海域であれば、舞鶴湾、敦賀湾が利用されています。また、金沢港より東側海域であれば、飯田湾、七尾南湾、佐渡島赤泊沖、佐渡島西津湾が利用されています。ただし、飯田湾及び七尾南湾については、定置網等が多数敷設されているため、夜間の避泊は控えていただくようお願いします。また、参考までに、漂泊する場合は、富山湾も利用されています。

各錨地を利用される場合には、風向や波浪条件に十分に留意して、適切な場所を選定してください。錨泊する場合には、周辺の定置網や岩礁等の位置に十分注意してください。

現地の状況については、海図や最寄りの海上保安本部（まいづるほあん、にいがたほあん）から情報を得るとともに、外国船の場合は緊急入域の手続きを行ってください。（定置網の範囲については、石川県農林水産部水産課（TEL:076-225-1653）から情報を得ることも可能です。）

※まいづるほあん・にいがたほあん：それぞれ無線（国際VHF）の呼出符号



参考までに、「海しる（海洋状況表示システム）」に掲載している金沢港周辺を下図に示します。



<https://www.msil.go.jp/msil/htm/topwindow.html>

(4) 檢疫錨地

金沢港の西防波堤沖合に指定された検疫錨地は、検疫を行うための錨地です。当該海域の底質は、砂質土であり、荒天時には、走錨する危険が高く、錨泊には適していません。



2.5 夜間入出港時の注意

金沢港における夜間入出港の際には、以下の点に留意して安全の確保に努めてください。
なお、荒天時は、後述の「3. 荒天時・異常気象時等の対応」を遵守してください。

2.5.1 夜間航行の安全への配慮

(1) 金沢港の気象・海象および航路の状況について十分な情報の収集につとめてください。

気象・海象情報や水路通報等の情報の収集に努めるとともに、船舶代理店や海上保安部を通じ、金沢港の航路の状況、他の船舶の動静、金沢港における工事区域等の情報の収集に努めるとともに、できるかぎり減速して、周囲の安全の確認を怠ることなく港内を航行してください。

なお、参考までに、現在の金沢港の工事区域等の情報を（参考2）に添付していますが、常に最新の情報を得るようお願いします。

(2) 必要に応じて水先人、タグボート等の支援を受けてください。

夜間は、昼間に比べ視認性も劣ることから、気象・海象状況や、他の船舶（貨物船等ほか漁船やプレジャーボート、作業船）の動静、海上工事の状況等を考慮して、必要に応じて、水先人やタグボートまたは先導船等の支援の要請をお願いします。

(3) 危険物積載船舶の夜間着岸は認めていません。

危険物積載船舶の夜間着岸を認めていませんので、夜間に金沢港に到着し、沖合いで待機する危険物積載船舶は、気象状況の把握につとめてください。

(4) 大型船舶（PCTC 船）や総トン数3万トンを超えるような大型客船の出港については（参考1）、（参考6）を遵守するようお願いいたします。

2.5.2 夜間港内航行中の安全に関する協力依頼

夜間、港内の航行又は離着岸する際に、安全上、支障があると思われる点にお気づきの際は、船舶代理店等を通じて、港湾管理者へご相談ください。

2.6 気象・海象情報の把握

気象・海象情報の収集

金沢港における気象海象情報は、下記に示すホームページ等から取得することが可能です。

①ナウファス（全国港湾海洋波浪情報網）

<https://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/>

- ・ 国土交通省港湾局、各地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局、国土技術政策総合研究所および港湾空港技術研究所の相互協力のもとに構築されている沿岸波浪情報網。
- ・ 主な情報：有義波高・周期、周期帶波浪、潮位・沖平均水面。



②金沢海上保安部 海の安全情報

<https://www6.kaiho.mlit.go.jp/09kanku/kanazawa/>

- 金沢沿岸域情報提供システムに掲載される沿岸気象情報。
- 主な情報：大野灯台で観測される金沢港の風向、風速、気圧や舳倉島灯台、越前岬灯台等金沢港近郊の気象・海象状況
- 港内工事状況、水路通報



③金沢地方気象台 防災情報

<https://www.jma-net.go.jp/kanazawa/>

- 金沢地方気象台ホームページに掲載される気象情報。
- 主な情報：海上警報、台風情報、天気予報など



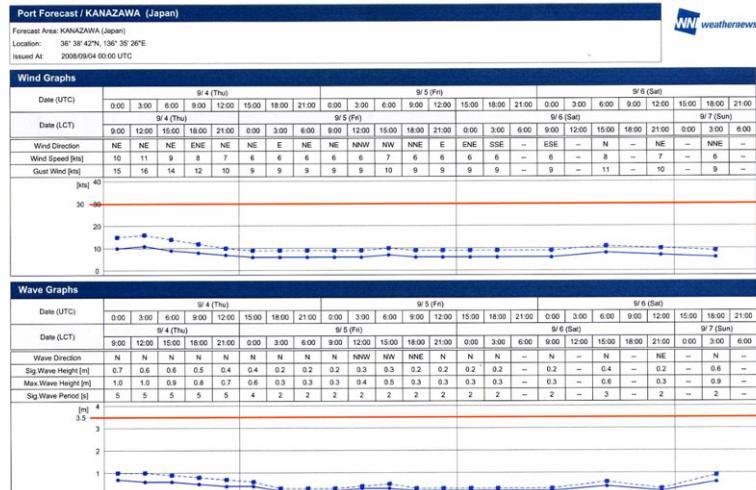
④大浜岸壁 風向・風速観測記録

- ・金沢港湾事務所が管理・記録する風向風速観測情報。
 - ・主な情報：大浜岸壁で観測される金沢港の風向、風速、気圧。

⑤WeatherNews

<https://weathernews.jp/>

- ・インターネットより、金沢港の気象海象情報を有料で得られるサービス。
 - ・主な情報：風向、風速、波向き、波高、周期など。



⑥石川県 防災気象情報

https://www.micosfit.jp/ishikawa_pref_bousai/

- ・気象庁発表の防災情報や、石川県が収集している各種情報、一般気象情報。
 - ・一般財団法人日本気象協会の県内ポイント予測
 - ・主な情報：海上警報、台風情報、天気・風向・風速予測など



3. 荒天時・異常気象時等の対応

金沢港を利用する際に、能登沖に風に関する警報が発令されるなど、天候が悪化した場合または予測される場合は、以下の点に注意して安全の確保に努めてください。

3.1 天候悪化が予想される場合の対応

（1）適切な運航計画をたててください。

金沢港へ向けて航行中に金沢港付近海域の天候が悪化もしくは、悪化が予測される場合には、運航管理者と協議の上、荒天を考慮した運航計画をたて、船舶の航行安全に十分に配慮し、金沢港沖合で待つことなく、直接金沢港に入港し着岸するようお願いします。

（2）関係機関へ状況を報告するとともに情報の収集に努めてください。

金沢港へ向けて航行中、錨地への避難等により、運航計画が変更される場合には、船舶代理店に速やかに避難場所及び今後の運航スケジュール等連絡をしてください。

○船舶代理店の連絡先

金沢港船舶代理店	住 所	郵便番号	電話番号
(株)金沢港運	(本社) 金沢市無量寺町リ-65 (代理店) 金沢市近岡町 613 番地	(本社) 920-0332 (代理店) 920-8217	(本社) 076-268-1811(TEL) 076-268-6552(FAX) (代理店) 076-256-0542(TEL) 076-256-0544(FAX)

また、最寄りの管区海上保安本部の運用司令センター（第八管区は、「まいづるほあん」、第九管区は、「にいがたほあん」）を国際VHF（CH16）で呼出し、避難場所を通報するとともに、気象・海象情報の収集に努めてください。

錨地への避難の場合、外国船であれば事前に緊急入域申請が必要となります。

※各海上保安部等への連絡先は、本手引きの21頁に示す緊急時連絡表を参照してください。

（3）関係機関及び係留中の船舶は、関係者と連絡調整、気象情報の収集を行ってください。

金沢港で離着岸するときには、気象・海象状況に関わらず、金沢港に入出する船舶と航路及びその周辺海域において競合しないよう、船舶代理店をはじめ、関係者間で事前

に協議・調整して安全性を確保してください。

また、気象・海象の情報を収集し、操船の安全性を確保するため、必要であれば、金沢港の事情に精通している水先人の乗船やタグによる支援の要請等を早めにお願いします。

※水先人は、七尾水先区水先人会で対応しています。

3.2 港長からの勧告等発令時の対応

金沢港長による勧告が発令されたときの船舶等のとる措置事項を守ってください。

台風や異常に発達した低気圧、津波等が接近する場合や地震による津波が発生した場合、「金沢港台風・津波等対策協議会」から「注意喚起」が発表されるほか、金沢港長より「警戒勧告・避難勧告」が発表されます。

このとき、船舶代理店から“参考3”に示す「台風及び急速に発達する低気圧対応表」や「津波対応表」の措置事項を通報しますので、措置事項を遵守し指示に従ってください。

4. 緊急時の対応

4.1 防災体制

緊急時（地震、津波、台風、異常気象、流出事故及び火災等）に金沢港全体として適切かつ迅速な対応が取れるよう、「金沢港台風・津波等対策協議会」等の既存組織とも密接な連携を図ってください。

①地震津波対策

地震津波等の警報があった場合は、情報の収集に努め離岸・避難等を行ってください。なお、地震が発生し、津波の襲来が予想される場合の船舶の基本的な対策は次のとおりとします。

- ・ 津波襲来までに時間的な余裕があり、港外退避が可能な船舶は、速やかに出港準備をし、状況に応じて沖合に避難してください。
- ・ 津波来襲に時間的な余裕がない場合は、係留索強化等の最善の措置をとり、速やかに安全な場所へ避難してください。
- ・ 入港船舶の場合、入港を見合させてください。

②海難事故発生時の連絡体制

海難事故（衝突、火災、座礁等）または流出油事故が発生した場合には、国際VHFによる「にいがたほあん」または、118番（海上保安庁緊急連絡先）のほか、「4.2 緊急時連絡体制」を参考に、関係機関への速やかな連絡をお願いします。

4.2 緊急時連絡体制

（1）機関故障等の緊急時

機関故障等の緊急時には、国際VHF「にいがたほあん」または、118番（海上保安庁緊急連絡先）に連絡してください。

機関故障等により、船舶の運航が出来なくなった場合、至急国際VHFで「にいがたほあん」または、118番に連絡するとともに、船舶代理店に連絡し、安全を確保するための必要な措置（タグボートの手配など）をとってください。

ただし、時間的な余裕がない場合は、直ちに投錨し、危険を避けてください。

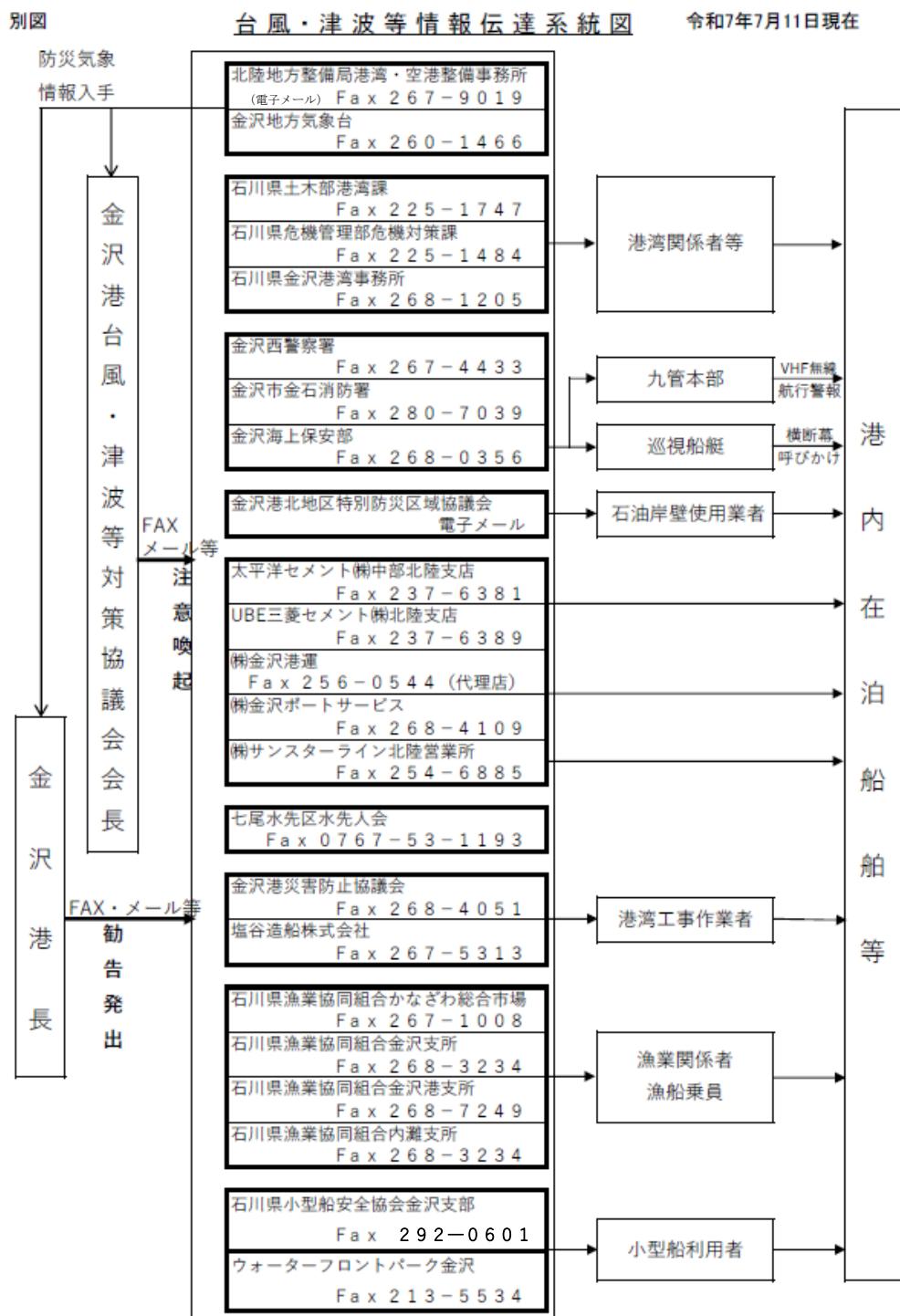
なお、やむを得ず沿岸域に錨泊する場合には、できる限り、港湾施設や他の航行船舶等に支障がないよう配慮してください。

（2）事故、災害等の緊急時

港内航行中に事故、災害等、緊急事態が生じたときは、速やかに海上保安部・港湾管理者（金沢港湾事務所）・船舶代理店等関係機関に連絡（緊急時連絡表参照）の上、海上保安部の指示に従ってください。

なお、台風や異常に発達した低気圧・津波や災害などのときの警戒体制等の情報の伝達は、下図に示す情報伝達系統図（「金沢港台風・津波等対策協議会」）のとおりです。

また、官公署連絡表、緊急時連絡表をそれぞれ次頁以降に示します。



官公署連絡表

(運輸局)

名 称	住 所	郵便番号	電話番号
国土交通省海事局	東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3	100 - 0013	03 - 5253 - 8111
北陸信越運輸局	新潟市中央区美咲町 1-2-1	950 - 8537	025 - 285 - 9156

(海上保安部)

名 称	住 所	郵便番号	電話番号
第八管区海上保安本部	京都府舞鶴市字下福井 901	624 - 8686	0773 - 76 - 4100
舞鶴海上保安部	京都府舞鶴市字下福井 901	624 - 0946	0773 - 76 - 4120
敦賀海上保安部	福井県敦賀市港町 7-15	914 - 0079	0770 - 22 - 0191
境海上保安部	鳥取県境港市昭和町 9-1	684 - 0034	0859 - 42 - 2531
浜田海上保安部	島根県浜田市長浜町 1785-16	697 - 0063	0855 - 27 - 0770
第九管区海上保安本部	新潟市中央区美咲町 1-2-1	950 - 8543	025 - 285 - 0118
新潟海上保安部	新潟県新潟市中央区竜が島 1 丁目 5-4	950 - 0072	025 - 247 - 0137
伏木海上保安部	富山県高岡市伏木錦町 11-15	933 - 0105	0766 - 45 - 0118
金沢海上保安部	石川県金沢市湊 4-13	920 - 0211	076 - 266 - 6118
七尾海上保安部	石川県七尾市矢田新町二部 173	926 - 0015	0767 - 52 - 9118
能登海上保安署	石川県鳳珠郡能登町字宇出津八字 128	927 - 0433	0768 - 62 - 3118
佐渡海上保安署	新潟県佐渡市両津夷 384-1	952 - 0011	0259 - 27 - 0118

(警察・消防)

名 称	住 所	郵便番号	電話番号
金沢西警察署	金沢市金石本町イ 1-1	920-0336	076 - 267 - 1241
金石消防署	金沢市金石東 1-3-3	920-0335	076 - 280 - 7012
臨港出張所	金沢市粟崎町 4-171-2	920-0226	076 - 280 - 9021

(医療機関連絡表)

地 名	医 療 機 関			
	名称	所在地	電話番号	診療科目
石 川	石川県立中央病院	金沢市鞍月東 2-1	076 - 237 - 8211	総合
	金沢医科大学病院	石川県河北郡内灘町大学 1-1	076 - 286 - 3511	総合

緊急時連絡表

(関係機関)

名 称	電話番号
石川県土木部港湾課	076-225-1746
金沢港湾事務所	076-268-1201
国土交通省北陸地方整備局金沢港湾・空港整備事務所	076-267-2241
北陸信越運輸局 石川運輸支局 七尾庁舎	0767-53-1120
第九管区海上保安部 金沢海上保安部	076-266-6118
大阪税関 金沢税関支署	076-268-9181
農林水産省名古屋植物防疫所 伏木富山支所小松空港出張所	0761-24-1406
厚生労働省新潟検疫所 金沢七尾出張所	0761-21-3767
名古屋入国管理局 金沢出張所	076-222-2450
金沢労働基準監督署	076-292-7933
金沢西警察署	076-267-1241
金石消防署	076-280-7012
臨港出張所	076-280-9021
七尾水先区水先人会	0767-53-1192
(株)金沢港運	076-268-1811 (本社) 076-256-0542 (代理店)

(医療機関)

名 称	電話番号
石川県立中央病院	076-237-8211
金沢医科大学病院	076-286-3511

6. 参考資料

- (参考1) 大型船舶の航行安全基準（大浜岸壁）
- (参考2) 金沢港の工事区域等の情報
- (参考3) 「台風及び急速に発達する低気圧対応表」、「津波対応表」
- (参考4) 金沢港をより安全に利用して頂くために
- (参考5) 「金沢港における船舶の入出港等の利用に関する協議会」加入団体一覧表
- (参考6) 大型客船の航行安全基準

(参考1) 大型船舶の航行安全基準(大浜岸壁)

入出港基準概要

入出港基準: 大型船舶入出港基準(日の出~日没)

項目	基準等	備考
対象船舶	・国際総トン 40,000トン以上 ・自動車専用船	
航路水深	-12.0m	
許容水深	対象船舶の喫水の10%以上を確保 「港内波浪、うねりの影響など状況に応じて余裕量を考慮」	
風速	平均風速 9.0m/sec 入港船舶の船種、船型、載貨状態、風向、波浪の状況を踏まえ関係者が協議の上、適切に運用する。	
港外波高	有義波高 2.5m	
視程	1.0km以上	
入出港時間帯	原則 日の出から日没(薄明時間含む)	
接岸速度	10cm/s以下	
水先人の乗船	水先人の乗船を原則とする。※1	
引船の使用	引船2隻を使用することを原則とする。※2	2700馬力/隻以上
国際VHFの聴守	国際VHF(ch16)を聴守し呼び出しがあれば必ず応答すること。	通信 ch06,12,15,17
船舶の競合回避	金沢港に入出する船舶と航路・泊地内及びその周辺海域において競合しないよう、船舶代理店をはじめ、関係者間で事前に協議・調整して入出港時における安全性を確保する。	

※1: 大型のPCTC船については、水先人の乗船を原則とする。

※2: 引船2隻の使用を原則とする。ただし、天候、波浪及びその他(スラスター能力)の条件により、隻数の加減ができるものとし、水先人及び船長の判断により、決定する。

なお、スラスターが装備されていない船舶については、離着岸時に2隻の引船を必ず使用すること。また、海上保安部からの指導・助言があった場合には、航行安全に最大限、配慮した対応を行う。

※本概要表は、平成20年10月3日に開催された「金沢港における船舶の入出港等の利用に関する協議会」における資料の抜粋です。協議された内容に関してすべてを示しているものではありません。

(参考2) 金沢港の工事区域等の情報

(HP: 海上保安庁 海の安全情報より)

Weather Conditions

気象現況 警報・注意報 緊急情報 海上安全情報 ライブカメラ

更新日時 2025/05/16 18:05



・他の海上安全情報

◀ 敦賀海上保安部 七尾海上保安部 ▶

海上安全情報（全国）へ戻る | 第九管区

海上安全情報

保安部	日付	内容
	2025/05/08 18:00	射撃訓練（能登半島西方）
	2025/05/08 18:00	防波堤改修工事実施（金沢港）
	2025/05/01 09:00	射撃訓練（能登半島西方）
	2025/05/01 09:00	水中障害物不存在（金沢港）
	2025/04/30 13:00	水路測量（輪島港及び付近）
	2025/04/30 13:00	射撃訓練（能登半島西方）
	2024/09/09 08:30	浅所存在（富来漁港）

<https://www6.kaiho.mlit.go.jp/09kanku/kanazawa/>

第九管区水路通報検索画面

水路通報有効一覧 発行済水路通報 地域航行警報

解説 管内の海図

1. 管内の「主要港」で検索
(該当の港が無い場合、県名で検索してください)

2. 「県名」、「島名」、「海域」による検索

3. 「種別」で検索
(訓練、港湾工事等、種別による検索)

4. 「主要港」&「種別」による検索

5. 「県名」、「島名」、「海域」&種別による検索

<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN9/zushi/tuho2.html>

(参考3)「台風及び急速に発達する低気圧対応表」、「津波対応表」

台風及び急速に発達する低気圧対応表

別表第1

区分	発令基準	船舶等のとる措置事項
注意喚起	<ul style="list-style-type: none"> ・金沢地方気象台が台風に関する気象情報を発表した場合。 ・金沢地方気象台から暴風(雪)等に関する気象情報が発表された場合。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象庁が発表する台風、暴風(雪)等に関する気象情報等を入手してその動静に留意すること。 2 停泊中の自動車専用船、P C T C船で1万トン以上の船舶は、状況に応じて出港すること。
第1警戒体制 (警戒勧告)	<ul style="list-style-type: none"> ・石川県に台風の暴風域が12時間以内に到達すると予想される場合。 ・金沢地方気象台から暴風(雪)等に関する気象情報が発表され、かつ能登沖に海上強風警報が発表された場合。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 在港船舶等は、荒天準備を行い必要に応じて直ちに運航できるように準備すること。 2 工事、作業現場においては、荒天準備を行い資機材等の流出防止措置をとる。 3 锚泊中の船舶は抜锚し安全な海域に避難すること。 4 危険物運搬船は安全管理規程に従った措置を取ること。
第2警戒体制 (避難勧告)	<ul style="list-style-type: none"> ・石川県に台風の暴風域が6時間以内に到達すると予想される場合。 ・金沢地方気象台から暴風(雪)等警報が発表された場合。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 停泊中の船舶等は、増しもやい等を十分に行うとともに、機関をスタンバイ状態にして荒天準備を完了させ、厳重な警戒態勢をとること。 2 汽艇等は、船だまり等安全な場所に避難するとともに、荒天準備に万全を期すこと。 3 流出防止措置を完了した木材や工事作業用資機材等については、厳重な警戒態勢をとること。 <p>入港しようとする船舶 金沢港周辺以外の安全な場所で避泊し、入港を見合わせること。 ただし、金沢港以外に避泊する場所がないときは、関係官庁に連絡して指示を受けること。 この場合、金沢港は港内が狭く锚泊地が限定されることから、原則として岸壁に着岸させ避難するものとする。</p>
解除	台風・暴風(雪)等の警報が解除された場合。	

津波対応表

別表第2

区分	種類	発令基準 〔予想高さ〕	船舶等のとる措置事項			
			大型船		小型船	
			港内着岸船 一般船舶	危険物積載船舶	锚泊船・航行船	港内着岸船 锚泊船・航行船
第1警戒体制 (警戒勧告)	津波注意報	石川県加賀沿岸に津波注意報 が発表された場合 1m (0.2m < 予想高さ ≤ 1m)	荷役・作業中止 沖合退避又は 係留避泊	荷役・作業中止 沖合退避又は 係留避泊	冲合退避	係留強化の後、 陸上避難 (場合によっては 冲合退避)
	津波警報	石川県加賀沿岸に津波警報 が発表された場合 3m (1m < 予想高さ ≤ 3m)	荷役・作業中止 係留避泊	荷役・作業中止 係留避泊	冲合退避	陸上避難 冲合退避
第2警戒体制 (避難勧告)	大津波警報	石川県加賀沿岸に大津波警報 が発表された場合 5m (3m < 予想高さ ≤ 5m) 10m (5m < 予想高さ ≤ 10m) 10m超 (10m < 予想高さ)	荷役・作業中止 係留避泊又は 陸上避難	荷役・作業中止 係留避泊又は 陸上避難	冲合退避	陸上避難 冲合退避
	解除		石川県加賀沿岸の津波注意報、津波警報及び大津波警報が解除された場合			

津波対応表用語

- ・津波来襲時までの時間的余裕
無：大津波・津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間（船舶を冲合退避、陸揚げ困難等の安全な状態に置くまで）が無い。
- （金沢市は、「金沢市津波避難地図（全体版）」において、地震発生から津波の第一波が到達する時間的余裕は無い。）
- ・大型船：総トン数500トン以上、500トン未満の船舶をいう。
- ・小型船：総トン数20トン以下、50トン未満の船舶をいう。
- ・陸上避難：船舶での高い危険が予想されるので、乗組員等は陸上の高い場所に避難する。可能な限り船舶の流出防止、危険物の安全措置をとる。
- ・水深が深く、十分広い沖合海域に避難する。
- ・係留避泊：係留強化、機関の併用等により係留状態のまま津波に對抗する（陸上作業員等の緊急避難場所として乗船させることも考慮する。）

(参考4) 金沢港をより安全に利用して頂くために

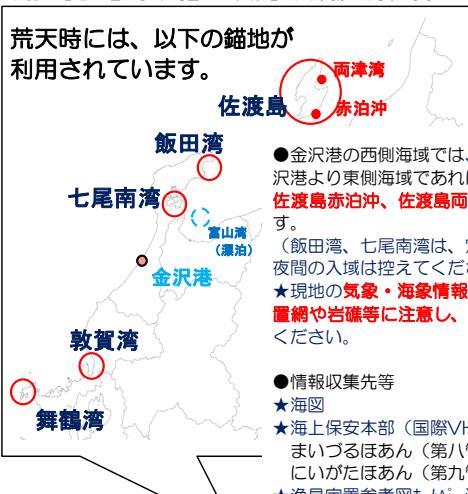
金沢港をより安全に利用して頂くために

～ 外国船舶で金沢港を利用される方へ ～

●入港予定時間に到着するように速力を調整し、直接金沢港に入港・着岸するようお願いします。

下記の錨地に避泊する場合には、緊急入港申請が必要です。

荒天時には、以下の錨地が利用されています。



●金沢港の西側海域では、舞鶴湾、敦賀湾、金沢港より東側海域であれば、飯田湾、七尾南湾、佐渡島赤泊沖、佐渡島両津湾が利用されています。

(飯田湾、七尾南湾は、定置網が多数あるため、夜間の入港は控えてください。)

★現地の気象・海象情報を収集するとともに定置網や岩礁等に注意し、適切な場所を選定してください。

●情報収集先等

★海図

★海上保安本部（国際VHF, 16ch）

まいづるほあん（第八管区海上保安本部）
にいがたほあん（第九管区海上保安本部）

★漁具定置参考図付一覧

<https://www.msil.go.jp/msil/htm/topwindow.html>

沖合で避泊する場合には、領海外（沿岸から12海里以遠）でお願いします。



★平穏時に検疫錨地等で錨泊する場合を除く。

夜間入出港の注意

●夜間の入出港では、他の船舶の動静や工事情報の収集に努め、できる限り減速して周囲の安全確認を怠ることなく航行してください。

★荒天のため入港できない場合は、領海外での避泊をお願いします。

台風・津波等の対応

●台風や異常に発達した低気圧、津波等が接近する場合には、「金沢港台風・津波等対策協議会」から「注意喚起」「第1・第2警戒体制」が発表されます。

★警戒体制等の情報は、船舶代理店から通報します。

荒天時の錨泊は走錨の危険があります！
(検疫錨地は荒天時の避泊地ではありません！)

緊急時の対応

●緊急時には、速やかに「にいがたほあん」への通報するとともに、安全確保のための必要な措置をとってください。

★海上保安本部

第九管区海上保安本部 025-245-0165 (国際VHF: にいがたほあん)
金沢海上保安部 076-266-6118

★船舶代理店

(株)金沢港運 076-268-1811 (FAX 076-268-1816)
(夜間・祝祭日) 090-7599-1810, 日本海警備保障(株)

★港湾管理者

石川県金沢港湾事務所 076-268-1201 (FAX 076-268-1205)

係留中の安全対策

●係留中、荒天となった場合、連絡態勢の確保と速やかに出港できる態勢を整えておいてください。

★荒天のため港外への退避となる場合があります。

★安全確保のための必要な措置は早めに関係機関との調整を行ってください。

※詳細は「金沢港利用に関する安全の手引き」をご覧ください。

ダウンロード先 : <http://www.pref.ishikawa.lg.jp/minato/ishikawano.html>

「金沢港における船舶の入出港等の利用に関する協議会」

(参考5)「金沢港における船舶の入出港等の利用に関する協議会」加入団体一覧表

所属	所在地		電話番号	ファックス番号
【荷主関係者】				
㈱コマツ金沢工場	920-0225	金沢市大野町新町1-1	076-237-2453	076-237-8941
太平洋セメント㈱北陸支店	920-0919	金沢市南町5-20	076-234-5881	076-234-1417
UBE 三菱セメント北陸支店	920-0031	金沢市広岡3-1-1	076-233-5141	076-233-5147
【漁協関係者】				
石川県漁業協同組合かなざわ総合市場	920-0333	金沢市無量寺町51	076-268-1101	076-267-3768
金沢支所	920-0337	金沢市金石西1-1-12	076-267-1247	076-268-3234
金沢港支所	920-0338	金沢市金石北3丁目1番22号	076-268-1672	076-268-7249
内灘支所	920-0274	河北郡内灘町字向栗崎1-309	076-238-3055	076-238-3859
【小型船舶関係者】				
石川県小型船安全協会金沢支部	921-8001	金沢市高畠3-237-2F	070-4476-8450	076-292-0601
ウォーターフロントパーク金沢	920-0331	金沢市大野町4丁目甲19	076-213-5533	076-213-5534
【協議会】				
金沢港北地区特別防災区域協議会(石油防災(株)金沢防災事業所)	920-0231	金沢市大野町4-ソ2	076-237-5128	
金沢港災害防止協議会	920-0344	金沢市畠田東3-87	076-268-4681	076-268-4055
【船舶代理店等】				
㈱金沢港運	920-0332	金沢市無量寺町リ65	076-268-1811	076-268-6552
㈱金沢ポートサービス	920-0332	金沢市無量寺町リ65	076-267-3719	076-268-4109
【水先案内人】				
七尾水先区水先人会	926-0015	七尾市矢田新町二部162-3	0767-53-1192	0767-53-1193
【経済団体】				
(一社)金沢港振興協会	920-0332	金沢市無量寺町リ65	076-254-0711	076-254-0701
【行政関係者等】				
金沢海上保安部	920-0211	金沢市湊4-13	076-267-0511	076-268-0356
北陸整備局金沢港湾・空港整備事務所	920-0331	金沢市大野町4-2-1	076-267-2241	076-267-9019
石川県商工労働部港湾活用推進室	920-8580	金沢市鞍月1-1 県庁内	076-225-1516	076-225-1518
石川県土木部港湾課	920-8580	〃	076-225-1749	076-225-1747
【事務局】				
石川県金沢港湾事務所	920-0332	金沢市無量寺町リ65	076-268-1201	076-268-1205

(参考6) 大型客船の航行安全基準

■入出港基準概要

項目	基準等			備考
対象岸壁	戸水	無量寺	大浜	
対象船舶	7万GT級	8～10万GT級	11～16万GT級	
風速	10m/sec以下	8m/sec以下	8m/sec以下	大野灯台観測値 (10分間平均風速) とする。
着桟速度	5cm/sec以下	10cm/sec以下	16万GT級(アジポット型)： 7cm/sec以下 13万GT級(在来型)： 10cm/sec以下	操船における 目標値とする。
波高	港外波高2.5m以下			
視程	2,000m以上			
水深	入港時最大喫水の10%以上の余裕水深が確保できる水深			

■3万トン以上の客船

項目	基準等	備考
進路警戒船	対象クルーズ船が港内及び航路航行中は、進路警戒船を配備して、漁船、プレジャーボート等の小型船に対する警戒に当たらせること。	
水先人の乗船	水先人の乗船を原則とする。	
曳船の使用	※1 曳船1隻以上の配備を原則とする。 ※2 夜間出港の場合は、曳船2隻の配備を原則とする。	2,700馬力/隻 以上

※1 配備する隻数については、入出港時の気象状況等を踏まえて、船長と水先人で協議すること。

また曳船は進路警戒船を兼務することができる。

※2 夜間出港においては、狭隘な水域環境における夜間航行を考慮して、曳船2隻の配備を原則とする。

離岸支援の業務終了後は、可能な範囲で1隻を適宜先航させて進路警戒に当たらせるとともに、

操船者が、岸壁、防波堤等の陸域部との離隔距離を把握するための支援対策として、必要に応じ、

探照灯による陸域部の要所の照射などに当たらせること。

注1) 上表の対象船舶以下の総トン数であっても、初寄港の船舶については、水先人の乗船及び曳船の使用が望ましいことを踏まえて、事前に関係者で協議すること。

注2) 上表の対象船舶以下の総トン数であっても、安全な回頭円(船長の2倍)を確保出来ない大型客船については、自船の総トン数より上の対象船舶基準を準用する。

注3) 入港は日出から日没の間とする。

注4) 上表の対象船舶以下の総トン数であっても、海象・気象の悪化など、港湾管理者がやむを得ないと認める場合を除き、五郎島ふ頭には客船を着岸させない。やむを得ず着岸する場合は、着岸・離岸とも、曳船1隻以上の配備を原則とする。

注5) 風速については、入港船舶の船種、船型、風向、波浪の状況を踏まえ関係者が協議の上、適切に運用する。

※本概要表は、平成26年1月16日、平成28年2月4日及び平成30年2月23日に開催された「金沢港大型客船入出港に係る航行安全調査委員会」における資料の抜粋等です。協議された内容に関してすべてを示しているものではありません。